

青森県公安委員会告示第百十一号

警備業法（昭和四十七年法律第百十七号）第四十二条第二項第一号に規定する機械警備業務管理者講習を次のとおり実施するので、警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和五十八年国家公安委員会規則第二号。以下「講習規則」という。）第十三条において準用する講習規則第二条の規定により公示する。

令和七年八月二十七日

青森県公安委員会委員長      横 町      俊 明

一 実施期間及び実施時間

令和七年十月二十日（月）から同月二十三日（木）までの午前九時から午後四時まで

二 実施場所

青森市問屋町一丁目一〇の一〇 青森市はまなす会館

三 受講定員

五人（予定）

四 受講申込みの手續

1 受講申込みの受付期間等

(一) 受付期間

令和七年九月八日（月）から同月十二日（金）までの間

(二) 受付時間

午前九時から午後四時までの間

(三) 受付の締め切り

受講申込みの受付は先着順とし、受講申込者の人員が予定人員に達し次第、受付を締め切る。

2 受講申込書の受付場所

青森県内の警察署の生活安全課又は刑事生活安全課

3 申込方法

四の2の受付場所に受講申込みの書類及び受講手数料を持参して申込みを行うこととし、郵送等による申込みは認めない。

4 受講申込みの書類

講習規則別記様式第一号の受講申込書（申込み前六月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ三・〇センチメートル、横の長さ二・四センチメートルの写真一葉を貼り付けること。）一通

5 受講手数料

受講手数料三万九千円分を青森県収入証紙により、受講申込書提出時に納入すること。

五 講習受付時間

講習初日の午前八時三十分から午前九時までの間

六 その他

1 講習終了後、修了考査を行い、講習に係る事項を修得したと認められる者に対し、講習修了証明書を交付する。

2 受講者は、筆記用具を持参すること。

七 受講申込みに関する問合せ先

1 青森県警察本部生活安全部生活安全企画課

電話 〇一七―七二三―四二一一

2 青森県内の警察署の生活安全課又は刑事生活安全課